別表六の二(十)の記載要領及び別表六の二(十一)の記載要領中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は」を削る。

別表六の二(十)の表中「個別帰属額基準額の残額 ((13)又は((13)－(8)))－(別表六の二(十九)「８」)－(別表六の二(二十)「９」)」を「個別帰属額基準額の残額 ((13)又は((13)－(8)))－(別表六の二(二十)「９」)」に、「総調整前連結税額基準額の残額 ((28)又は((28)－(25)))－(別表六の二(十九)「25」)－(別表六の二(二十)「26」)」を「総調整前連結税額基準額の残額 ((28)又は((28)－(25)))－(別表六の二(二十)「26」)」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法第68条の11第２項若しくは第３項」を「租税特別措置法第68条の11第３項」に改める。

別表六の二(十一)付表の記載要領第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の11第２項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」を削る。

別表六の二(十一)の記載要領第１号中「租税特別措置法第68条の13第１項若しくは第２項」を「租税特別措置法第68条の13第２項」に改め、「特別控除)、」の次に「令和２年改正前措置法（」を加え、「第16条」を「附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条」に、「(次号」を「をいう。以下この記載要領」に、「「令和２年旧措置法」という」を「同じ」に、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号)」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号。第３号において「令和４年改正法」という。)」に、「租税特別措置法第68条の13第２項」を「令和２年改正前措置法第68条の13第１項若しくは第２項」に改め、同号を同項第３号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

２　「当期繰越税額控除可能額 ((12)と(16)のうち少ない金額) (17)」及び「当期控除可能額　(44)」の「①」から「④」までの各欄は、当該連結法人が当該連結事業年度（令和２年改正前措置法第42条の９第１項の表の各号の第１欄（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）に掲げる事業者（以下この号及び次号において「認定事業者」という。）に該当することとなつた日以後に終了する連結事業年度に限る。）終了の日において認定事業者に該当しない場合には、「０」と記載すること。

３　「繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計) (23)」の欄には、令和２年改正前措置法第68条の13第２項に規定する繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人のうちその連結事業年度が令和４年改正法附則第64条第４項（第12条の規定による改正に伴う連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する適用年度に該当するもので当該連結事業年度終了の日において認定事業者に該当しないものの「個別所得金額 (個別所得金額がない場合は０) (1)」の金額を含めないで記載すること。

別表六の二(十一)付表の表を次のように改める。